

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（「建設リサイクル法」）に基づく

解体工事業者登録申請等の手引

申請書の受付

- 1 受付場所 千葉県県土整備部技術管理課
(千葉県庁中庁舎5階)
- 2 受付日時 月曜日から金曜日(土日、祝日、閉庁日は除く)
午前9時～12時 午後1時～5時
※書類審査及び千葉県収入証紙購入の都合上、午後4時30分頃まで
にお越しください。

(注)申請等は郵送又は窓口で受け付けています。

令和5年1月

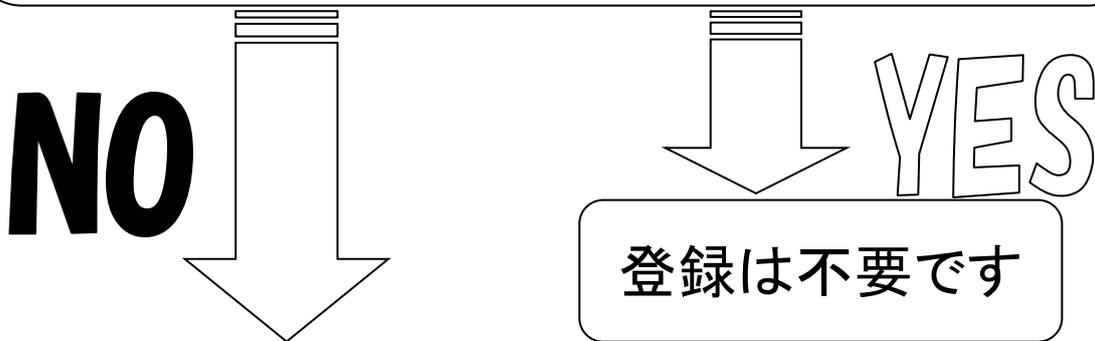
千葉県 県土整備部 技術管理課

建築物等の解体工事を行うには 建設業の許可 又は 解体工事業の登録 が必要です！

次の建設業の許可を受けていますか？

- 土木工事業 ● 建築工事業 ● 解体工事業

※平成28年6月1日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる者は、解体工事業の登録に関して令和元年5月31日まで経過措置が適用されます。詳細についてはお問い合わせください。（建設業法に関するお問い合わせは、県土整備部建設・不動産課 043-223-3108）



○軽微な工事*に該当しない解体工事を請け負う場合
⇒ 建設業の許可が必要です。

○軽微な工事に該当する解体工事のみを請け負う場合
⇒ 解体工事業の登録が必要です。

※軽微な工事とは、請負代金の額が500万円未満（税込み）の工事です。ただし、建築一式工事にあつては、請負代金の額が1,500万円未満（税込み）の工事又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事です。

- 無許可・無登録で解体工事業を営むと、法律により罰せられます。
- 行政書士でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、「官公署へ提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成」を業とすることができません。
- 申請者本人の意思に基づく適正な申請行為であることを確認するため、申請のために来庁した方に対して運転免許証等による本人確認を行いますので御協力をお願いします。

目 次

1 解体工事業の登録について	
(1) 登録を必要とする者	1
(2) 登録申請書等の入手方法	1
(3) 登録申請書等の提出先	1
(4) 申請・記入上の注意	2
2 解体工事業の登録の要件	
(1) 登録が拒否される事由	3
(2) 技術管理者の選任	3
(3) 技術管理者の基準	4
3 申請手続きについて	
(1) 登録の申請【新規】	6
(2) 登録の有効期間と更新	6
(3) 登録申請手数料	6
(4) 申請に必要な書類	7
(5) 申請してから登録まで	8
4 登録後、必要に応じて行う手続等	
(1) 登録事項に変更が生じた場合	9
(2) 廃業等をした場合	10
(3) 建設業法に基づく許可を取得した場合	11
5 解体工事業者の義務等	
(1) 解体工事の施工技術の確保	12
(2) 技術管理者の解体工事現場への設置等について	12
(3) 標識の掲示	12
(4) 帳簿の備付け等	13
6 解体工事業者登録簿の閲覧	14
7 解体工事業者登録証明書の発行	14
8 申請書の記載要領と記載例	
(1) 登録申請書	15
(2) 誓約書	23
(3) 実務経験証明書	26
(4) 登録申請者の調書	30
(5) 登録事項変更届出書	34
(6) 廃業等届出書	35
(7) 建設業許可取得通知書	36

1 解体工事業の登録について

(1) 登録を必要とする者

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「法」という。)の施行により、平成13年5月30日から、解体工事業を営もうとする者は、元請・下請の別にかかわらず、解体工事を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録が必要となりました。

ただし、建設業法の「土木工事業」、「建築工事業」、「解体工事業」の許可を受けている者は解体工事業の登録の必要はありません。また、平成28年6月1日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる者は、解体工事業の登録に関して令和元年5月31日まで経過措置が適用されます。詳細についてはお問い合わせください。

(建設業法に関するお問い合わせは、県土整備部建設・不動産課 043-223-3108)

- 元請・下請の別にかかわらず、都道府県知事の登録が必要です。
- 複数の都道府県で解体工事を行う場合は、営業所を置かない都道府県であってもそれぞれの都道府県知事の登録が必要です。
- 軽微な工事※に該当しない解体工事を行う者は、建設業法に基づき建設業許可が必要です。

※軽微な工事とは、請負代金の額が500万円未満(税込み)の工事です。ただし、建築一式工事にあつては、請負代金の額が1,500万円未満(税込み)の工事又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事です。

(2) 登録申請書等の入手方法

技術管理課の窓口で配付しています。

千葉県のホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/jigyousha/recycle/recycle/touroku.html>

※千葉県トップページの「サイト内検索」で「解体工事業の登録について」と検索することで、検索結果に上記 URL のページが表示されます。

(3) 登録申請書等の提出先

場 所 千葉県 県土整備部 技術管理課 建設リサイクル推進班

【千葉県庁 中庁舎5階】

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

TEL 043-223-3440

受付時間 月曜日から金曜日(土日、祝日、閉庁日は除く)

午前9時～12時 午後1時～5時(書類審査及び千葉県収入証紙購入の都合上、午後4時30分頃までにお越しください。)

◆申請書等は郵送又は窓口で受け付けています。なお、窓口においては書類の審査をしますので必ず持参してください。

(4)申請・記入上の注意

- ① 文字は、パソコンを使用し入力するか、黒インク、黒色ボールペン、カーボン紙等(摩擦等により消える又は見えなくなるものは不可)で、はっきりと書いてください。鉛筆等は使用できません。印刷用紙は、白色用紙(再生紙可)を使用し、感熱紙や色紙は使用しないでください。
- ② 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、住民票等は申請書類提出日時点で現状を反映している発行後3カ月以内の原本を提出してください。
- ③ 住民票等は、個人番号(マイナンバー)の記載がないものを提出してください。
※当課では、個人番号(マイナンバー)の記載された住民票等は、受け取ることができません。
- ④ ・資格証、卒業証書、受講修了証は写しを申請書(正本・副本)に綴じてください。資格証、卒業証書、受講修了証の写しは原本と照合しますので、必ず原本を提出してください。なお、原本は確認後にお返しします。
・卒業証明書等は、原本の提出になります。 正本に原本を、副本に写しを綴じてください。
- ⑤ 代理人が申請や届出等を行う場合は必ず委任状を提出してください。
- ⑥ 押印を求める手続きの見直し等のため、解体工事業に係る登録等に関する省令及び千葉県建設工事に係る資材の再資源化等に関する規則の一部が改正されたことに伴い、以下の登録申請書類への押印は不要となりました。
[押印が不要となる書類]
 - ・別記様式第1号 解体工事業登録申請書
 - ・別記様式第2号 誓約書
 - ・別記様式第3号 実務経験証明書
 - ・別記様式第4号 登録申請者の調書
 - ・別記様式第6号 解体工事業登録事項変更届出書
 - ・解体工事業廃業等届出書
 - ・建設業許可取得通知書
 - ・委任状
- ⑦ 申請書類等を訂正する場合は、砂消しゴム、修正液等は使用せず、二重線を入れて訂正を行ってください。
- ⑧ 他法令で専任性を求められている技術者を、建設リサイクル法の技術管理者に選任する場合、他法令の欠格要件に該当する場合がありますので注意してください。

2 解体工事業の登録の要件

(1) 登録が拒否される事由(法第 24 条第 1 項)

以下の登録拒否事由に該当する場合、解体工事業の登録はできません。

1. 解体工事業の登録を取り消された日から、2年を経過しない者
2. 解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分日の前30日以内にその解体工事業者の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しない者
3. 解体工事業の事業停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない者
4. 建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
6. 法人の場合で、その役員の中に上記1～5のいずれかに該当する者がいるとき
7. 法定代理人がいる場合で、その法定代理人が上記1～6のいずれかに該当するとき
8. 技術管理者(法第31条に規定する者)を選任していない者
9. 上記5でいう暴力団員等がその事業活動を支配する者

※下線部分は、平成27年4月1日から登録拒否事由として追加されました。

また、登録拒否事由に該当していなくとも、申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときには、それが故意か過失かを問わず、登録が拒否されますので注意してください。

(2) 技術管理者の選任(法第 31 条)

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、国土交通省令で定める基準に適合する技術管理者を選任しなければなりません。

技術管理者は、解体工事の施工において、分別解体の施工方法の指導・監督、機械操作等に関する指導・監督、建設廃棄物の処理に関する指導・監督、安全管理や周辺環境等、その他関係法令等に従った指導・監督を行います。

(3)技術管理者の基準(解体工事業に係る登録等に関する省令第7条)

次のA～Eまでのいずれかの基準を満たす必要があります。

A 次のいずれかに該当する者

学歴の該当	必要とする実務経験年数
1) 大学で土木工学等 ^{*1} に関する学科を修めて卒業した者	卒業後、 解体工事に関し2年以上の実務経験
2) 高等専門学校で土木工学等に関する学科を修めて卒業した者	
3) 高等学校で土木工学等に関する学科を修めて卒業した者	卒業後、 解体工事に関し4年以上の実務経験
4) 中等教育学校 ^{*2} で土木工学等に関する学科を修めて卒業した者	
5) 上記以外	解体工事に関し8年以上の実務経験

※1 土木工学等とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む）、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科をいう。

※2 中等教育学校とは、いわゆる中高一貫教育で、卒業後は高等学校卒業と同等となる学校のことをいう。

B 次のいずれかの資格を有する者

資格の名称	根拠法令
6) 1級建設機械施工技士	建設業法の定めによるもの
7) 2級建設機械施工技士 (種別「第1種」又は「第2種」)	
8) 1級土木施工管理技士	
9) 2級土木施工管理技士(種別「土木」)	
10) 1級建築施工管理技士	
11) 2級建築施工管理技士(種別「建築」又は「躯体」)	建築士法の定めによるもの
12) 一級建築士	
13) 二級建築士	職業能力開発促進法の定めによるもの
14) 1級のとび・とび工の技能検定に合格した者	
15) 2級のとび又はとび工の技能検定に合格した後、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者	
16) 技術士(2次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者)	技術士法の定めによるもの

C 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は国土交通大臣の登録を受けた講習（登録講習）を受講した者

学歴の該当	必要とする実務経験年数
17) 大学で土木工学等 ^{※1} に関する学科を修めて卒業した者	卒業後、 解体工事に関し1年以上の実務経験
18) 高等専門学校で土木工学等に関する学科を修めて卒業した者	
19) 高等学校で土木工学等に関する学科を修めて卒業した者	卒業後、 解体工事に関し3年以上の実務経験
20) 中等教育学校 ^{※2} で土木工学等に関する学科を修めて卒業した者	
21) 上記以外	解体工事に関し7年以上の実務経験

※1及び※2は、Aの表欄外を参照

登録講習の名称	登録講習の実施機関
解体工事施工技術講習	公益社団法人全国解体工事業団体連合会

D 国土交通大臣の登録を受けた試験（登録試験）に合格した者

登録試験の名称	登録試験の実施機関
22) 解体工事施工技士試験	公益社団法人全国解体工事業団体連合会

E 国土交通大臣が上記A～Dに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

登録講習及び登録試験

○登録講習及び登録試験を実施する者

公益社団法人全国解体工事業団体連合会

東京都中央区八丁堀4-1-3 TEL 03(3555)2196

株式会社日本解体工事技術協会（平成20年12月31日廃止）

受講修了証や合格証明書は引き続き有効です。再発行等の事務の一部については公益社団法人全国解体工事業団体連合会に引き継がれています。

3 申請手続きについて

(1) 登録の申請【新規】（法第 22 条）

解体工事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければなりません。

- ア 商号、名称又は氏名及び住所
- イ 営業所の名称及び所在地
- ウ 法人である場合は、その役員の氏名
- エ 未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所
- オ 法第 31 条に規定する技術管理者の氏名

※申請書のほか、添付書類が必要となります。

※役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下「取締役等」という。）をいい、相談役、顧問その他名称を問わず、法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る)は該当します。

※平成27年4月1日から、役員の範囲が拡大されました。

(2) 登録の有効期間と更新（法第 21 条第 2 項）

登録の有効期間は5年です。引き続き解体工事業を営む場合は、登録の有効期間が満了する日の60日前から30日前までに更新の申請をお願いします。

更新の申請書類等については、新規登録申請の場合と同じです。

- 5年ごとに登録の更新を受けなければ、有効期間の満了により登録は失効します。再度登録することは可能ですが、新規登録としての申請となるため、登録番号や登録の有効期間が変わります。
- 登録の更新の場合も、登録を拒否する事由に該当していないことが必要です。

(3) 登録申請手数料

新規の登録	登録の更新
33,000円	26,000円

・千葉県収入証紙での納入となります。

※現金・収入印紙他による納入はできません。

・千葉県収入証紙は、千葉県庁中庁舎地下にある売店で購入できます。

・千葉県収入証紙の郵送販売については、下記ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suitou/shoushi/index.html>

・登録申請手数料は、登録申請の審査事務に要するものであり、登録を得られなかった場合や登録申請を取り下げた場合であっても還付することはできません。

(4)申請に必要な書類【新規・更新 共通】

留意事項

- ① 提出部数 正本1部
副本1部(正本のコピー可) ※必ず提出してください。
- ② 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、住民票等は申請書類提出日時時点で現状を反映している発行後3か月以内の原本を提出してください。
- ③ 住民票等は、個人番号(マイナンバー)の記載が無いものを提出してください。
※当課では個人番号(マイナンバー)の記載された住民票等は受け取ることができません。
- ④ 申請書類等を訂正する場合は、砂消しゴム、修正液等は使用せず、二重線を入れて訂正を行ってください。
- ⑤ 必要に応じて、下記添付書類の他にも提出を求める場合があります。
- ⑥ 「役員」の範囲は、6ページ 11行目 ※印を参照
- ⑦ その他 2ページ「(4)申請・記入上の注意」を参照

申請書 (省令様式)	添付書類
<p>●解体工事業登録申請書 (別記様式第1号)</p> <p>●誓約書 (別記様式第2号)</p> <p>●登録申請者の調書 (別記様式第4号)</p> <p>※法人の場合は、当該法人を「本人」として、役員全員を「法人の役員」としてそれぞれ調書を作成します</p> <p>※法定代理人がいる場合は、法定代理人の分も作成します</p> <p>*技術管理者が実務経験者の場合</p> <p>●実務経験証明書 (別記様式第3号)</p> <p>※資格証、卒業証書、受講修了証は必ず原本を持参してください。</p> <p>卒業証明書等は、原本の提出になります</p>	<p><法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) ・役員全員の住民票の抄本 <p><個人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主の住民票の抄本 <p><法定代理人がいる場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定代理人の証 ・法定代理人が法人の場合は、上記<法人の場合>、個人の場合は上記<個人の場合>に同じ <p><技術管理者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術管理者の住民票の抄本 <p>*技術管理者が、資格、学卒、講習受講等の基準を含む場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格者 ⇒ 資格証の写し(原本提示) ・学卒者 ⇒ 卒業証書の写し(原本提示) 又は卒業証明書(原本提出) ・講習受講者 ⇒ 受講修了証の写し (原本提示)

(5)申請してから登録まで

- ① 申請を受け付ける際には、形式的な書類審査を行います。添付書類や記載内容等、審査に必要な要件が揃っている場合は受け付けますが、窓口においては必要に応じて補正を求めることがあります。なお、郵送提出の場合は書類を返送します。
- ② 受付後の審査の結果、登録拒否の事由に該当することが判明した場合は、登録を拒否します。
- ③ 申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合は、登録を拒否します。また、不正の手段によって登録を受けた者は、処罰の対象となります。
- ④ 千葉県知事の登録の場合、登録申請の審査に係る標準的な処理期間は、特に補正の必要がない限り、**28日間（土日、祝日、閉庁日を除く）**です。
- ⑤ 登録に係る通知は、特定記録郵便で申請者に直接郵送します。登記上の所在地と事実上の所在地が異なる場合は、必ず両方の所在地を申請書に記入してください。
- ⑥ お預かりした申請書の副本は、後日、登録通知書とともに申請者へお返しします。
- ⑦ 代理人が申請書を提出する場合は、必ず委任状を添付してください。

4 登録後、必要に応じて行う手続等

(1) 登録事項に変更が生じた場合(法第 25 条)

解体工事業の登録を受けた者は、下表の変更内容の欄に掲げる事項に変更があった場合、その日から30日以内に解体工事業登録事項変更届出書(別記様式第6号)に必要な書類を添付して届出をしてください。

留意事項

- ① 提出部数 正本1部
副本1部(正本のコピー可) ※必ず提出してください。
- ② 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、住民票等は届出書類提出日時時点で現状を反映している発行後3か月以内の原本を提出してください。
- ③ 住民票等は、個人番号(マイナンバー)の記載が無いものを提出してください。
※当課では個人番号(マイナンバー)の記載された住民票等は受け取ることができません。
- ④ 申請書類等を訂正する場合は、砂消しゴム、修正液等は使用せず、二重線を入れて訂正を行ってください。
- ⑤ 変更届の提出に手数料は不要です。
- ⑥ 「役員」の範囲は、6 ページ 11 行目 ※印を参照
- ⑦ その他 2 ページ「(4) 申請・記入上の注意」を参照

変更内容	添付書類
① 商号、名称又は氏名及び住所 <u>※個人から法人に変更する場合は、個人登録を廃業し、法人の新規申請が必要</u>	<法人の場合> ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) <個人の場合> ・住民票の抄本
② 営業所の新設、廃止、名称及び所在地	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本、閉鎖事項全部証明書) ※商業登記をしている場合
③ 役員の氏名	・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本、閉鎖事項全部証明書) ・誓約書(別記様式第2号) ・登録申請者の調書(別記様式第4号) ・役員の住民票の抄本

変更内容	添付書類
④ 法定代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・新法定代理人であることの証 ・誓約書（別記様式第2号） ＜個人の場合＞ ・登録申請者の調書（別記様式第4号） ・住民票の抄本 ＜法人の場合＞ ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・役員全員の住民票の抄本 ・登録申請者の調書（別記様式第4号） 当該法人及び役員全員のもの ・法定代理人の変更の他、法定代理人として登録申請した①～③に変更があった場合、それぞれ必要な書類
⑤ 技術管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の抄本 ・技術管理者の基準を証する書類 資格証の写し（原本提示） 実務経験証明書（別記様式第3号） 等

(2) 廃業等をした場合（法第27条）

解体工事業の登録を受けた者が、次ページの表の廃業等の理由の欄に掲げる事由により廃業した場合は、30日以内に解体工事業廃業等届出書（千葉県建設工事に係る資材の再資源化等に関する規則第2号様式）に必要な書類を添付して届出をしてください。

留意事項

- ① 提出部数 **正本1部**
副本1部(正本のコピー可) ※必ず提出してください。
- ② **商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、印鑑証明書等は届出書類提出日時点で現状を反映している発行後3か月以内の原本を提出してください。**
- ③ 廃業届に手数料は不要です。
- ④ その他 2ページ「(4)申請・記入上の注意」を参照。

廃業等の理由	添付書類
個人の事業主が死亡した場合	【届出者：相続人】 ・登録を受けていた者の除籍謄本 ・相続人の戸籍謄本（登録を受けていた者との関係がわかる戸籍謄本）
法人が合併により消滅した場合	【届出者：その法人を代表する役員であった者】 ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
法人が破産により解散した場合	【届出者：破産管財人】 ・破産管財人の印鑑証明書 ・当該法人の破産管財人であることがわかる証明書
法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	【届出者：精算人】 ・精算人の印鑑証明書 ・当該法人の精算人であることがわかる商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
解体工事業を廃止する場合	【届出者：個人⇒本人 法人⇒代表する役員】 ・個人の場合は本人、法人の場合は代表する役員の身分証明書等の写し（免許証、保険証等）

(3)建設業法に基づく許可を取得した場合(解体工事業に係る登録等に関する省令第1条)

解体工事業の登録を受けた者が、建設業法に基づく「土木工事業」、「建築工事業」、「解体工事業」の許可を受けたときは、解体工事業の登録はその効力を失いません（法第21条第5項）ので、速やかに建設業許可取得通知書（千葉県建設工事に係る資材の再資源化等に関する規則第1号様式）を提出してください。

留意事項

- ① 提出部数 正本1部
- ② 建設業許可取得通知書の提出に手数料は不要です。

届出事項	添付書類
土木工事業 建築工事業 解体工事業 のいずれかの建設業許可の取得	・建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書（発行から3か月以内の原本）

5 解体工事業者の義務等

(1) 解体工事の施工技術の確保(法第 30 条)

解体工事業者は、解体工事の施工技術の確保に努めなければなりません。

(2) 技術管理者の解体工事現場への設置等について

技術管理者の設置 (法第 31 条)	解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、国土交通省令で定める基準に適合する技術管理者を選任しなければなりません。
技術管理者の職務 (法第 32 条)	解体工事業者は、その請け負った解体工事を施工するときは、技術管理者に当該工事の施工に従事する他の者の監督をさせなければなりません。 (技術管理者自らが単独で解体工事を施工する場合を除きます。)

(3) 標識の掲示(法第 33 条)

解体工事業者は、営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければなりません。

【様式第 7 号（解体工事業に係る登録等に関する省令第 8 条）】

35 センチメートル以上		25 センチメートル以上
解 体 工 事 業 者 登 録 票		
商号、名称又は氏名		
法人である場合の 代表者の氏名		
登 録 番 号	千葉県知事（登 - ）第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
技術管理者の氏名		

備考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

(4) 帳簿の備付け等(法第 34 条)

解体工事業者は、営業所ごとに帳簿を備え、請け負った解体工事ごとに作成しなければなりません。

また、次の添付書類と共に各事業年度の終了後から5年間保存しなければなりません。

添付書類

- ・建設業法第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定による書面又はその写し
(請負契約書又は変更請負契約書)
- ・工事の規模が法第 9 条第 3 項又は第 4 項に規定する建設工事の規模に関する基準以上である場合には、法第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定による書面又はその写し
(分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を明記した請負契約書又は変更請負契約書)

【様式第 8 号 (解体工事業に係る登録等に関する省令第 9 条)】

(A 4)

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号 (-) 電話番号 () -
施工場所	
着工年月日及び竣工年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る 技術管理者の氏名	

※ 帳簿の記載事項や添付される解体工事の請負契約書の内容等が、必要に応じ解体工事業者の営業所において電磁計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、CD-ROM等に記録することで、帳簿への記載に代えることができます。

6 解体工事業者登録簿の閲覧

解体工事業者登録簿の閲覧ができます（法第26条）。

閲覧場所 千葉県庁 中庁舎5階
県土整備部 技術管理課 建設リサイクル推進班
千葉市中央区市場町1-1
閲覧時間 午前9時～12時 午後1時～5時（土日、祝日、閉庁日を除く）

※下記ホームページでは千葉県解体工事業者登録業者の一覧を確認できます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/jigyousha/recycle/recycle/touroku.html>

7 解体工事業者登録証明書の発行

解体工事業者登録通知を紛失した場合など、千葉県に解体工事業者として登録されていることを証明したい場合は、解体工事業者登録証明願を提出してください。証明願の用紙は発行場所にあります。

発行場所 千葉県庁 中庁舎5階
県土整備部 技術管理課 建設リサイクル推進班
千葉市中央区市場町1-1
発行時間 午前9時～12時 午後1時～4時（土日、祝日、閉庁日を除く）
交付手数料 1通につき 400円（千葉県収入証紙の貼付）

8 申請書の記載要領と記載例

- (1) 登録申請書 記載例
- ① 法人の申請書記載例は、P17へ
 - ② 個人で名称を掲げていない場合の申請書記載例は、P19へ
 - ③ 個人で名称を掲げている場合の申請書記載例は、P21へ

記載要領(法人・個人共通)

<表面>

- ① 「登録の種類」の欄では、「新規」申請の場合は「更新」を消し、「更新」申請の場合は「新規」を消してください。
- ② 「※登録番号」及び「※登録年月日」の欄は、千葉県が記入する欄ですので、記入しないでください。
- ③ 「申請者」の欄には、申請書を提出する年月日と申請者（法人の場合は商号及び代表者）の氏名を記入します。また、登録申請先である千葉県知事宛てであることも併せて記入します。
- ④ 「商号、名称又は氏名」の欄には、法人の場合は法人名、個人の場合は本人の氏名を記入し、カタカナで振り仮名をつけます。
- ⑤ 「住所」の欄には、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）の所在地を記入し、個人の場合には本人の住所を記入します。郵便番号と電話番号も併せて記入します。
※登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入してください。
- ⑥ 「法人である場合の代表者の氏名」の欄には、法人の代表者の氏名を記入し、カタカナで振り仮名をつけます。個人で申請する場合には、この欄の記入は不要です。
- ⑦ 「法人である場合の役員の氏名及び役名等」の欄には、法人の役員の氏名及び役名を記入し、カタカナで振り仮名をつけます。役名の脇にはカッコ書きで常勤・非常勤の別を記入してください。個人で申請する場合には、この欄の記入は不要です。
※役員とは、業務を執行する社員（合名会社、合資会社又は合同会社）、取締役（株式会社又は有限会社）、執行役、これらに準ずる者（法人格のある各種組合等の理事等）をいい、相談役や顧問等その他名称に関わらず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含みます。総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）は該当します。その場合は「役名等」の欄には「株主等」と記入してください。
- ⑧ 「申請時において既に受けている登録」の欄には、登録の更新を申請する場合に千葉県で現に受けている登録番号を記入してください。新規申請の場合には、この欄の記入は不要です。

<裏面>

- ⑨ 「法第 31 条に規定する者（技術管理者）の氏名」の欄には、選任した技術管理者の氏名を記入し、カタカナで振り仮名をつけます。複数名を選任する場合は全て記入します。
- ⑩ 「営業所の名称及び所在地」の欄には、全ての営業所について名称・所在地・郵便番号・電話番号を記入します。営業所の名称にはカタカナで振り仮名をつけます。なお、登録を受けようとする都道府県以外に所在する営業所についても全て記入します。主たる営業所の事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は、2段書きにします。個人申請の場合で屋号、名称等を掲げている場合はこの欄に営業所の名称として記入します。屋号、名称等を掲げていない場合は、本人の氏名を記入します。
- ⑪ 「未成年者である場合の法定代理人」の欄には、「法定代理人が個人である場合」は、氏名と住所を記入します。氏名にはカタカナで振り仮名をつけ、住所には郵便番号と電話番号も併せて記入します。「法定代理人が法人である場合」は、法人名、住所及び役員等（⑦の※印参照）の氏名と役名を記入します。法人名及び氏名にはカタカナで振り仮名をつけ、住所には郵便番号と電話番号も併せて記入します。
- ⑫ 「他の都道府県知事の登録状況」の欄には、登録申請時に、千葉県以外で既に解体工事業の登録を受けている場合に、その登録番号を記入します。

申請者が「法人」の場合の記載例

(表面)

<h2 style="margin: 0;">解体工事業登録申請書</h2>				証紙はり付け欄 (消印してはならない。)
登録の種類	新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input checked="" type="checkbox"/>	※登録番号	当該書類を提出する日を記載してください	
		※登録年月日		
この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。 令和〇〇年△△月××日				
申請者 株式会社 千葉解体 代表取締役 千葉 太郎				
千葉県 知事 〇〇 〇〇 様				
フリガナ 商号、名称又は氏名	カブシキガイシャ 千葉 カイタイ 株式会社 千葉解体			
住所	郵便番号 (〇〇〇 - ●●●●)		事実上の営業所と登記上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載してください。	
	千葉市中央区・・・・			
電話番号 (043) 〇〇〇 - △△△△				
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	チバ タロウ 千葉 太郎			
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等				
フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	
チバ タロウ 千葉 太郎	代表取締役（常勤）			
チバ エイジ 千葉 英次	取締役（常勤）			
シゲン カズオ 資源 一男	取締役（非常勤）			
申請時において既に受けている登録				

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名		フンベツ 分別		イチロウ 一郎	
営業所の名称及び所在地					
フリガナ 名称			所在地 郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -		
ホン シャ ジツジョウ 本 社（事実上）			千葉県中央区・・・ 郵便番号（〇〇〇 - ●●●●） 電話番号（043）〇〇〇 - △△△△		
モト シャ トウキジョウ 本 社（登記上）			千葉県美浜区・・・ 郵便番号（〇〇〇 - ▲▲▲▲） 電話番号（043）△△△ - ××××		
フナバシ エイギョウシヨ 船橋営業所			船橋市・・・ 郵便番号（〇〇〇 - ◇◇◇◇） 電話番号（047）××× - 〇〇〇〇		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 事実上の営業所と登記上の所在地が異なる場合は2段書き （登記上）千葉県中央区・・・ （事実上）千葉県美浜区・・・ </div>					
未成年者 である 場合の 法定 代理人	法定代 理人 が 個 人 あ る 場 合	フリガナ 氏名	郵便番号（ - ）		
		住所	電話番号（ ） -		
	法定代 理人 が 法 定 法 人 あ る 場 合	フリガナ 商号又は名称	郵便番号（ - ）		
		住所	電話番号（ ） -		
	フリガナ 役員の氏名		役名等（常勤・非常勤）		
他の都道府県知事の登録状況					
登 録 番 号			登 録 番 号		

備 考

- 1 ※印のある欄には、記入しないこと。
- 2 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 3 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記入する。
- 4 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記入すること。

申請者が個人事業主の場合で名称を掲げていない場合の記載例（表面）

<h2 style="margin: 0;">解体工事業登録申請書</h2>				証紙はり付け欄 （消印してはならない。）
登録の種類	新規・更新	※登録番号	当該書類を提出する日を記載してください	
		※登録年月日		
この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。 令和〇〇年△△月××日				
申請者 千葉 一郎				
千葉県 知事 〇〇 〇〇 様				
フリガナ 商号、名称又は氏名	テバ 千葉 イチロウ 千葉 一郎			
住所	郵便番号（〇〇〇 - ●●●●） 千葉市中央区・・・・ 電話番号（043）〇〇〇 - △△△△			
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名				
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等				
フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	
申請時において既に受けている登録				

(A4)
(裏面)

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名		チバ 千葉		イチロウ 一郎		
営業所の名称及び所在地						
フリガナ 名 称			所 在 地 郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -			
チバ 千葉			イチロウ 一郎			
			千葉県中央区・・・ 郵便番号（〇〇〇 - ●●●●） 電話番号（043）〇〇〇 - △△△△			
未成 年者 である 場合の 法定 代理人	法定代 理人が 個人 である 場合	フリガナ 氏 名				
		住 所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -			
	法定代 理人が 法人 である 場合	フリガナ 商号又は名称				
		住 所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -			
		フリガナ 役員の氏名	役名等（常勤・非常勤）			
他の都道府県知事の登録状況						
登 録 番 号			登 録 番 号			

備 考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記入する。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

申請者が個人事業主の場合で名称を掲げている場合の記載例（表面）

<h2 style="margin: 0;">解体工事業登録申請書</h2>				証紙はり付け欄 （消印してはならない。）
登録の種類	新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input checked="" type="checkbox"/>	※登録番号	当該書類を提出する日を記載してください	
		※登録年月日		
この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。 令和〇〇年△△月××日				
申請者 千葉 一郎				
千葉県 知事 〇〇 〇〇 様				
フリガナ 商号、名称又は氏名	テバ 千葉 イチロウ 一郎			
住所	郵便番号（〇〇〇 - ●●●●） 千葉市中央区・・・			
電話番号（043）〇〇〇 - △△△△				
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名				
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等				
フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	
申請時において既に受けている登録				

(A4)
(裏面)

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名		チバ 千葉 イチロウ 一郎		
営業所の名称及び所在地				
フリガナ 名 称		所 在 地 郵便番号 (-) 電話番号 () -		
チバ カイタイ コウギョウ 千葉解体興業		千葉市中央区・・・ 郵便番号 (〇〇〇 - ●●●●) 電話番号 (043) 〇〇〇 - △△△△		
未成 年者 である 場合 の法 定代 理人	法定代 理人が 個人 である 場合	フリガナ 氏 名		
		住 所	郵便番号 (-) 電話番号 () -	
	法定代 理人が 法人 である 場合	フリガナ 商号又は名称		
		住 所	郵便番号 (-) 電話番号 () -	
		フリガナ 役員の氏名	役名等 (常勤・非常勤)	
他の都道府県知事の登録状況				
登 録 番 号		登 録 番 号		

備 考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記入する。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

(2) 誓約書

誓約書とは、登録申請者、その役員（15ページ⑦の※印参照）及び法定代理人が登録の申請をするにあたり登録拒否事由（2ページ（1）参照）に該当していないことを誓約する書面です。

- ① 「誓約書」には、申請書を提出する年月日と申請者の氏名（法人の場合は商号又は名称及び代表者）を記入します。
- ② 「誓約書」は、千葉県知事に対して誓約するものですから、千葉県知事宛てであることを記入します。
- ③ 申請者が未成年者である場合、申請者の欄の下に法定代理人の氏名（法人の場合は商号又は名称及び代表者の氏名）を記入します。

※申請者が法人の場合

別記様式第2号（第4条関係）

(A4)

誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

当該書類を作成した日付を記載してください

令和〇〇年△△月××日

株式会社 千葉解体

申 請 者

代表取締役 千葉 太郎

千葉県 知 事 ○○ ○○ 様

※申請者が個人事業主の場合

別記様式第2号（第4条関係）

(A4)

誓約書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に該当しない者を誓約します。

当該書類を作成した日付を記載してください

令和〇〇年△△月××日

申請者 千葉 一郎

住民票の記載のとおり記入してください
※アルファベットや通称等ある場合は全て併記

千葉県 知事 〇〇 〇〇 様

(3)実務経験証明書

実務経験証明書は、選任した技術管理者が必要な実務経験を有していることを証明する書面です。

- ① 「実務の経験」とは、解体工事に関する技術上の経験をいいます。つまり、解体工事の施工を指揮、監督した経験、実際に解体工事の施工に携わった経験のことです。また、解体工事に関する技術を習得するための見習いにおける技術的経験も含まれます。ただし、解体工事の現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は、実務の経験にはなりません。
- ② 「証明者」の欄には、技術管理者の実務経験を証明する者の氏名を記入します。原則として技術管理者が実務の経験を得たときの使用者となります。使用者の証明を得ることができない理由があるときは、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄に、その理由を記入して、技術管理者の実務経験を証明できる使用者以外の者（例えば、当時の上司）の証明とすることができます。
- ③ 「技術管理者の氏名」「生年月日」の欄には、証明を得ようとする技術管理者の氏名と生年月日を記入します。
- ④ 「使用者の商号又は名称」の欄には、証明を得ようとする技術管理者が実務の経験を得たときの使用者の商号又は名称を記入します。
- ⑤ 「使用されていた期間」の欄には、「使用者の商号又は名称」の欄に記入した使用者に実際に雇用されていた期間を記入します。
- ⑥ 「職名」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記入した解体工事に関する実務の経験を有したときの職名（工事主任、現場代理人、〇〇工事長など）を記入します。職名がなかった場合は記入の必要はありません。
- ⑦ 「実務経験の内容」の欄には、解体工事に携わった実務の経験を具体的に記入します。基本的には解体工事の1件ごとの工期を積み上げた期間の合計が実務経験年数となります。ただし、これらを1件ごとに記入すると膨大な件数（量）になることから、1年を通してある程度継続的に解体工事を施工している場合は、1年分を1行にまとめて記入して構いません。その場合は、「実務経験年数」の欄に記入した期間内に施工した代表的な解体工事を記入し、その他の工事については「他〇件」と省略して記入します。なお、工事名（〇〇ビル解体工事、△△邸解体工事）とどのような種類の構造物（SRC構造物、木造建築物等）の解体であったのかが明らかになるように記入します。

「実務経験8年以上」の基準で技術管理者を選任した場合は、8行以上記入する必要があります。 継続して解体工事を行ってきたことが分かるように、できる限り詳細に記入してください。所定の用紙に記入しきれない場合は、用紙を追加して必要となる年数分を記入してください。

- ⑧ 「実務経験年数」の欄には、解体工事に係る経験期間を記入します。「実務経験の内容」の欄に記入した解体工事を施工した期間を記入します。これらの期間を合計した年数を「合計」の欄に記入します。ただし、経験期間が重複するものがある場合には、二重に計算しないように注意します。
- ⑨ 「使用者の証明を得ることができない場合」とは、証明者が実務の経験を得たときの使用者でない場合、又は登録の更新において個人事業主で一人親方等のため自己証明する場合等をいいます。この場合、「その理由」の欄には、「会社が解散し、使用者が行方不明のため」「事業主が死亡し、相続人も不明のため」等の理由を記入します。
- ⑩ 「証明者と被証明者の関係」の欄には、証明者から見た被証明者（技術管理者）との関係を記入します。具体的には役員、社員、従業員、等と記入します。
- ⑩ 必要とする実務経験年数の期間に使用者が複数ある場合は、それぞれ証明者ごとに実務経験証明書を作成します。

別記様式第3号（第4条関係）

(A4)

実務経験証明書

当該書類を作成した日付を記載してください

証明者は技術管理者の使用者である法人の代表者又は個人の事業主とする。

下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

住民票の記載のとおり記入してください
※アリアファベットや通称等ある場合は全て併記

令和〇〇年△△月××日
株式会社 千葉解体
代表取締役
証明者 千葉 太郎

技術管理者の氏名 使用者の商号 又は名称	フネバツ 分別	イテロウ 一郎	生年月日	昭和38年7月29日		使用された期間
				株式会社 千葉解体		
職名	実務経験の内容					
工事主任	①「〇〇邸解体工事」、木造建築物の解体	②「◎◎ビル解体工事」、SRC構造物の解体	他〇件	平成5年4月	から	平成6年3月まで
〃	①「■■ビル解体工事」、SRC構造物の解体	②「△△ビル解体工事」、SRC構造物の解体	他〇件	平成6年4月	から	平成7年3月まで
工事係長	①「□□邸解体工事」、木造建築物の解体	②「●●ビル解体工事」、SRC構造物の解体	他〇件	平7年4月	から	平成8年3月まで
〃	①「▼▼ビル解体工事」、SRC構造物の解体	②「□□ビル解体工事」、SRC構造物の解体	他〇件	平成8年4月	から	平成9年3月まで
〃	①「■■邸解体工事」、木造建築物の解体	②「◎◎邸解体工事」、木造建築物の解体	他〇件	平成9年4月	から	平成10年3月まで
〃	①「●●邸解体工事」、木造建築物の解体	②「▽▽邸解体工事」、木造建築物の解体	他〇件	平成10年4月	から	平成11年3月まで
工事課長	①「□■邸解体工事」、木造建築物の解体	②「◎●邸解体工事」、木造建築物の解体	他〇件	平成11年4月	から	平成12年3月まで
〃	①「◎〇邸解体工事」、木造建築物の解体	②「◎▲邸解体工事」、木造建築物の解体	他〇件	平成12年4月	から	平成13年4月まで
				年 月 月	から	年 月 月
				年 月 月	から	年 月 月
				年 月 月	から	年 月 月
				年 月 月	から	年 月 月
使用者の証明を得ることができない場合	その理由	合計 満 8年 1月				
証明者と被証明者の関係						社員

証明者から見た技術管理者の関係を記入します。
具体的には、役員、社員、従業員、等と記入します。

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

別記様式第3号（第4条関係）

(A4)

実務経験証明書

当該書類を作成した日付を記載してください

証明者は技術管理者の使用者である法人の代表者又は個人の事業主とする。

下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

住民票の記載のとおり記入してください
※アルファベットや通称等ある場合は全て併記

令和〇〇年△△月××日

証明者 千葉 一郎

技術管理者の氏名	千葉 一郎	生年月日	昭和36年10月10日	使用された期間	昭和63年4月 から 平成13年4月 まで
使用者の商号又は名称	イテロウ 千葉 一郎				
職名	実務経験の内容				
	①「〇〇邸解体工事」、木造建築物の解体	②「◎◎ビル解体工事」、SRC構造物の解体	他〇件		平成5年4月 から平成6年3月まで
	①「■▲ビル解体工事」、SRC構造物の解体	②「△△ビル解体工事」、SRC構造物の解体	他〇件		平成6年4月 から平成7年3月まで
	①「□□邸解体工事」、木造建築物の解体	②「●●ビル解体工事」、SRC構造物の解体	他〇件		平7年4月 から平成8年3月まで
	①「▼▼ビル解体工事」、SRC構造物の解体	②「□□ビル解体工事」、SRC構造物の解体	他〇件		平成8年4月 から平成9年3月まで
	①「■▲邸解体工事」、木造建築物の解体	②「◎◎邸解体工事」、木造建築物の解体	他〇件		平成9年4月 から平成10年3月まで
	①「●●邸解体工事」、木造建築物の解体	②「▽▽邸解体工事」、木造建築物の解体	他〇件		平成10年4月 から平成11年3月まで
	①「□■邸解体工事」、木造建築物の解体	②「◎●邸解体工事」、木造建築物の解体	他〇件		平成11年4月 から平成12年3月まで
	①「◎〇邸解体工事」、木造建築物の解体	②「◎▲邸解体工事」、木造建築物の解体	他〇件		平成12年4月 から平成13年4月まで
					年 月 から 年 月 まで
					年 月 から 年 月 まで
					年 月 から 年 月 まで
使用者の証明を得ることができない場合	その理由	例) 会社解散で、使用者が行方不明のため 事業主死亡で、相続人が行方不明のため			
記載要領	合計 満	8年	1月	本人	

証明者から見た技術管理者の関係を記入します。具体的には、役員、社員、従業員、等と記入します。

- 1 この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

(4) 登録申請者の調書

- ① 「登録申請者の調書」は、登録申請者が法人である場合は、法人としての「本人」の調書と「法人の役員」の調書を作成します。「法人の役員」の調書は、解体工事業登録申請書の「役員の名前及び役名等」の欄に記入した役員全員について、それぞれ作成します。

また、登録申請者が個人である場合には、申請者本人の調書を作成します。

法定代理人の場合は、法人である場合は「法定代理人」の調書と「法定代理人の役員」の調書を作成します。個人である場合は「法定代理人」の調書を作成します。

- ②

{	法人の役員
	本人
	法定代理人
	法定代理人の役員

については、不要のものを二本線で削除します。

- ③ 「現住所」の欄は、「法人」の調書の場合には法人の住所、「法人の役員」の調書の場合には役員個人の住所という具合に、その書面において調書を記そうとするものの住所を記入します。
- ④ 「商号、名称又は氏名」の欄は、「法人」の場合は商号又は名称、「個人」「法人の役員」の場合は氏名を記入します。個人で屋号や名称がある場合も、個人の氏名を記入します。
- ⑤ 「生年月日」の欄は「法人」の調書の場合は、記入は不要です。
- ⑥ 「賞罰」の欄には、解体工事等に関する行政処分あるいは行政罰、その他の賞罰について記入します。該当する賞罰がない場合には、「なし」と記入します。

なお、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」欄への記入は不要です。

法人の場合の「本人」の記入例

(A4)

登録申請者 [~~法人の役員~~
本 人
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~] の調書
登記上の住所を記載

現住所	郵便番号 (○○○-●●●●) 千葉市中央区.....			電話番号 (043) 〇〇〇 - △△△△
フリガナ				
商号、名称又は氏名	カブシキガイシャ 株式会社	チバ カイタイ 千葉解体	生年月日	
年月日	賞 罰 の 内 容			
賞	なし			
罰				
上記のとおり相違ありません。 令和〇〇年△△月××日 当該書類を作成した日付を記載してください				
株式会社		千葉解体		
氏名		代表取締役 千葉 太郎		

備考

- 1 [法人の役員] については、不要のものを消すこと。
- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

法人の場合の「法人の役員」の記入例

【役員の人数分必要】

登録申請者 法人の役員
本 代理 人
法 定 代 理 人
法 定 代 理 人 の 役 員 の調書

現住所	郵便番号 (○○○-◆◆◆◆◆) 千葉市緑区...			電話番号 (043) ●●● - ×××××
フリガナ	千葉 太郎			生年月日
商号、名称又は氏名	昭和32年4月1日			
年月日	賞 罰 の 内 容			
賞				
罰	なし			
備考	上記のとおり相違ありません。 令和○○年△△月××日 当該書類を作成した日付を記載してください 住民票の記載のとおり記入してください ※アルファベットや通称等ある場合は全て併記 氏名 千葉 太郎			

- 1 法人の役員
本 代理 人
法 定 代 理 人
法 定 代 理 人 の 役 員

については、不要のものを消すこと。

- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

個人の場合の「本人」の記入例

登録申請者 [~~法人の役員~~
本 人
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~] の調書

現住所	郵便番号 (○○○-●●●●●) 千葉市中央区.....			電話番号 (043) ○○○ - ×××××
フリガナ				
商号、名称又は氏名	千葉 一郎 <small>チバ イチロウ</small>			
年月日	昭和36年10月10日			
賞	住民票の記載のとおり記入してください ※アルファベットや通称等ある場合は全て併記			
罰	なし			
上記のとおり相違ありません。 令和○○年△△月××日				
当該書類を作成した日付を記載してください		住民票の記載のとおり記入してください ※アルファベットや通称等ある場合は全て併記		
氏名 千葉 一郎				

備考

- 1 [法人の役員
本 人
法定代理人
法定代理人の役員] については、不要のものを消すこと。
- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

(5) 登録事項変更届出書

- ① 「商号、名称又は氏名」「住所」「法人である場合の代表者の氏名」「登録番号」「登録年月日」の欄には、該当する事項を記入します。
- ② 「変更に係る事項」の欄には、変更があった事項を記入します。
- ③ 「変更前」及び「変更後」の欄には、変更に係る部分を対比させて記入します。
- ④ 「変更年月日」の欄には、変更のあった実際の日付を記入します。

別記様式第6号（第6条関係）

(A4)

<p>解体工事業登録事項変更届出書</p> <p>この届出書により、次のとおり変更の届出をします。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">株式会社 千葉解体</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">代表取締役 千葉 太郎</p> <p style="text-align: center;">千葉県 知事 ○○ ○○ 様</p>			
フリガナ 商号、名称又は氏名	カブシキガイシャ チバ カイタイ 株式会社 千葉解体		
住 所	郵便番号 (○○○-●●●●) 千葉市中央区・・・ 電話番号(043) ○○○ - △△△△		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	チバ タロウ 千葉 太郎		
登録番号	千葉県知事（登-○）第○○○○号		
登録年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
役員の氏名 （就任）	—	取締役（常勤） チバ ナナオ 千葉 七雄	令和○年○月○日
役員の氏名 （退任）	取締役（常勤） チバ エイジ 千葉 英次	—	令和○年○月○日
技術管理者の氏名	フシベツ イチロウ 分別 一郎	カイタイ カズヒコ 解体 一彦	令和○年○月○日
営業所の所在地 の変更	船橋営業所 船橋市・・・	市川営業所 市川市・・・	令和○年○月○日

(6) 廃業等届出書

- ① 「住所」「氏名」の欄は、それぞれ廃業等の理由による、届出を行う者について記入します。
- ② 「解体工事業者であった者の氏名又は名称」の欄は、法人の場合は商号又は名称を記入し、個人の場合は本人の氏名を記入します。
- ③ 「登録番号」の欄は、登録をされている番号を記入します。
- ④ 「廃業等の年月日」の欄は、廃業等があった実際の日付を記入します。
- ⑤ 「廃業等の理由」の欄は、廃業届の提出事由に対応した理由を記入します。

(A4)

第二号様式（第八条関係）

解体工事業廃業等届出書

令和 年 月 日

千葉県知事 ○○ ○○ 様

住所 千葉市中央区・・・

氏名 株式会社 千葉解体
代表取締役 千葉 太郎

〔法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第27条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

解体工事業者であった者の氏名又は名称	株式会社 千葉解体
登録番号	千葉県知事（登一〇）第〇〇〇〇号
廃業等の年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
廃業等の理由	事業の廃止
※受付年月日	

注 ※印のある欄は、記載しないこと。

(7)建設業許可取得通知書

- ① 「住所」「氏名」の欄は、それぞれ通知を行う者について記入します。
- ② 「既に受けている登録の登録番号」の欄は、千葉県で登録を受けている解体工事業の登録番号を記入します。
- ③ 「許可年月日」の欄は、建設業許可を受けた年月日を、「許可番号」の欄は、許可を受けた都道府県知事（又は国土交通大臣）の許可番号を記入します。
- ④ 「許可を受けた業種」の欄は、該当する業種を○で囲みます。

(A4)

第一号様式（第二条）

建設業許可取得通知書

令和 年 月 日

千葉県知事 ○○ ○○ 様

住所 千葉市中央区・・・

氏名 株式会社 千葉解体
代表取締役 千葉 太郎

〔法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

次のとおり建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する許可を受けたので通知します。

既に受けている登録の登録番号	千葉県知事（登一〇）第〇〇〇〇号
許可年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
許可番号	千葉県知事許可（般一〇）第〇〇〇〇〇〇号
許可を受けた業種	土木工事業 建築工事業 解体工事業
※受付年月日	

注

- 1 許可を受けた業種の欄は、該当する業種を○で囲むこと。
- 2 ※印のある欄は、記載しないこと。